平成２３年（フ）第７２号
山口県周南市大字大河内700番地の174
債務者　吉村　弘志
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１８８号
沖縄県糸満市西崎１丁目23番14号
債務者　幸地　静子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２７８号
熊本県菊池市泗水町吉富７番地２　サンライズ吉富104号
債務者　大坂　浩子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３９２号
埼玉県狭山市下奥富688　医療法人社団清心会老人保健施設かがやき内、住民票上の住所
埼玉県所沢市榎町21番34号　紙屋方
債務者　福王　　剛
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３９３号
埼玉県所沢市榎町21番34号　紙屋方
債務者　福王ヒロ子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９９９号
名古屋市瑞穂区瑞穂通６丁目24番地　高須ビル103号
債務者　筒井　裕子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３１１号
愛知県瀬戸市窯町484番地の３
債務者　篠木　克則
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８５７号
大阪市西区北堀江２丁目12番10号　アクティ北堀江701
債務者　大西　政治
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３００２号
大阪府茨木市東太田１丁目５番20号
債務者　鳥内　真司
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０７１号
大阪府高槻市別所中の町13番３号
債務者　川原　　恵
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１０４号
大阪府東大阪市吉田本町２丁目２番42号　カワナカハイツ202号
債務者　朝倉　博行
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１７３号
大阪市中央区材木町２番14号尾上マンション402号
債務者　後藤　圭一
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１８５号
大阪府豊中市利倉西１丁目５番10―203号
債務者　谷　　宏明
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３７７号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ８―1004号
債務者　谷　　信明
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４４６号
大阪市西区本田２丁目８番７号　ラパンジール九条３Ａ
債務者　古藤　哲美
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６７２号
大阪府吹田市青山台４丁目３番Ｃ11―104号
債務者　西村　利明
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７１１号
大阪府東大阪市近江堂３丁目１番２―43号
債務者　藤川　尹子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

第明治三二十種郵便物認可